

■お問い合わせ先 水産観光課 加計呂麻島ターミナル建設推進担当：重<sup>しげ</sup> ☎ 0997 - 72 - 1114

# 加 計 呂 麻 島 タ ー ミ ナ ル 施 設

町では、加計呂麻島の瀬相地区にある船舶待合所の老朽化に伴い、新たなターミナル施設の整備に  
 ところです。ターミナル施設の整備により、多くの船舶利用者や地域住民の快適性・利便性の向上に  
 多くの皆さまから意見を募集します。

お寄せいただいた意見などを踏まえながら基本設計をとりまとめ、可能な範囲で施設整備などに反

## 加計呂麻島ターミナル施設基本設計（案）につきます

1. 募集案件 加計呂麻島ターミナル施設基本設計（案）

2. 募集期間 令和4年3月1日（火曜日）～ 令和4年3月31日（木曜日）

3. 応募要件 すべての方を対象



町ホームページ

4. 提出方法及び提出先

(1) 電子メール : suikan@town.setouchi.lg.jp

(2) 郵送 : 〒894-1592 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地

瀬戸内町水産観光課（加計呂麻島ターミナル建設推進担当あて）

(3) F A X : 0997-72-1120

※意見をいただく際の様式・書式は自由ですが、参考として意見提出様式を瀬戸内町ホーム  
 ページからダウンロードできます。また、提出の際は、件名に「加計呂麻島ターミナル施設  
 基本設計(案)の意見」としてください。

5. 注意事項

(1) お電話や窓口での口頭による意見は受け付けません。

(2) 匿名による意見は受け付けません。また、意見に関する個別の回答は行いませんのでご了承  
 ください。

6. 個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報については、瀬戸内町個人情報保護条例に基づき、他の目的には使用しないなど厳  
 重に取り扱います。

(2) 提出いただいた意見の内容を確認させていただく場合がありますので、氏名、住所及び連絡  
 先を必ず明記していただくようお願いします。

# 基本設計（案）への意見を募集します

向けて、現在、ターミナル施設の必要スペース・規模などについて基本設計（案）に取り組んでいる  
 繋げ、さらには加計呂麻島の地域振興に寄与できる施設となるよう、基本設計（案）の策定に向けて、  
 映していく予定としています。

では、『瀬戸内町ホームページ』へ公表しています。



## ○外部デザインについて

加計呂麻島の玄関港のランドマークとして、海(船上)から見た際に、背景に広がる豊かな自然に映えるよう、緑色の補色である「赤(褐色)」デイゴの花の色をアクセントで取り入れ印象的に見えるように工夫し、加計呂麻島らしさを演出した建物としています。

## ○内部デザインについて

建築材料の生産、輸送段階におけるCO<sub>2</sub>発生量（エネルギー消費量）を減らし、環境保全に貢献するため、自然材、県産材、県内産材の活用を図りながら、全体的に暖かみのある空間にしながら、奄美らしい素朴なたたずまいを演出することとします。

■お問い合わせ先 町民生活課国民年金係 ☎0997 - 72 - 1060  
 奄美大島年金事務所お客様相談室 ☎0997 - 52 - 4341 (音声案内 1-2)

## 国民年金保険料は、納付期限までに納めましょう

令和4年4月から令和5年3月分までの国民年金保険料は、月額16,590円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

また、クレジットカードやインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、**※納付義務のある方**の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除・猶予される制度がありますので、役場町民生活課国民年金窓口へご相談ください。

**※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。**

## 国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予(50歳未満)」がありますので、役場町民生活課国民年金窓口で手続きをしてください。令和4年度分(令和4年7月分～令和5年6月分まで)の免除等の受付は令和4年7月1日から開始されます。

## 国民年金の加入方法

国民年金は、だれもが加入する公的年金制度です。

基本的に日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。

加入者は、職業などによって次の3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

### ・第1号被保険者

20歳以上60歳未満の農業者、自営業者、学生、フリーター、無職の方などです。

加入手続きは、ご自身で役場国民年金担当窓口で行います。

### ・第2号被保険者

会社員や公務員などの厚生年金保険に加入されている方です。

加入手続きは、勤務先が行います。

### ・第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されていて、年収130万未満の20歳以上60歳未満の配偶者の方です。

加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

**※会社を退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更の手続きが必要となりますので、お早めにお手続きをお願いします。**

## 年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！

奄美大島年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。

お待たせ時間の少ない「予約相談」をご利用ください。

◆予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。

◆お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。

すべてを手織りで、  
素敵な出会いのために

先人が受け継いできた  
美しい大島紬をこれからも継承いでゆく。  
島の美しさが染み込んだ  
紬の素晴らしさを  
多くの人に伝えるために。  
1300年の歴史を、  
これからも、私たちは紬いでゆく。

# 結ゆい を 紬つむ ぐ



紬組合では「大島紬」を制作する担い手を募集しています！

瀬戸内町では、大島紬の振興を図るため、大島紬  
技能養成所を設置し、技術指導を行っています。

町内に住む満 16 歳以上の初心者の方ならどなたでも大歓迎です♪

○養成期間中は、奨励金（交通費程度）も支給します。

○歩合給の支給 ※養成期間中は、織り賃の 8 割に相当する歩合給を支給します。

## 紬組合で制作している小物



織工の制作活動として、紬の端切れを使った「メガネ  
ケース」や「がま口財布」の小物制作に取り組んでお  
り、海の駅 2 階の紬コーナーで販売しています。

紬組合の見学や体験は、☎ 72 - 3675

紬組合の情報は、

Instagram「瀬戸内町大島紬協同組合」で検索

▽ Instagram



お問い合わせは、瀬戸内町大島紬協同組合 ☎ 0997 - 72 - 3675 へお気軽にお電話ください。